

7

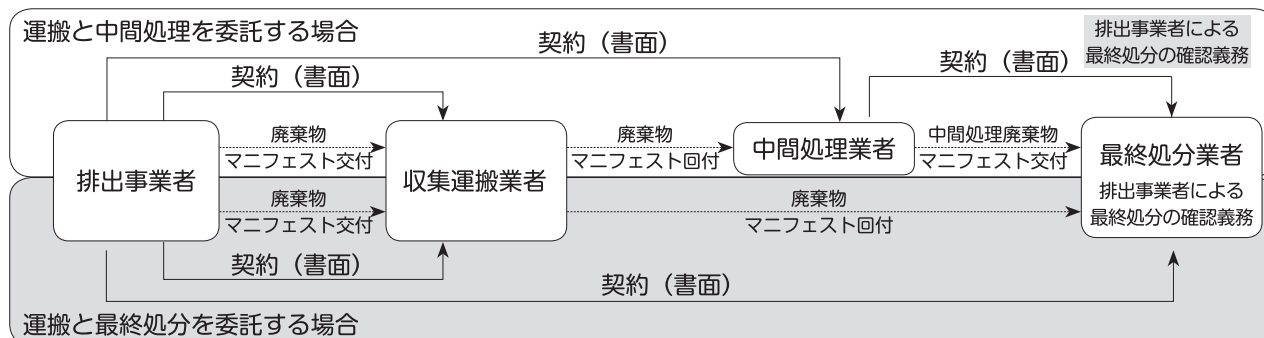
産業廃棄物の処理委託

排出事業者が産業廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を他人に委託するときは、次の委託基準に従って、許可を持っている処理業者へ適正に委託しなければなりません。

また、産業廃棄物の処理を委託する場合には、委託した産業廃棄物の処理状況に関する確認を行い、発生から最終処分までの処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

なお、産業廃棄物の中間処理を委託する場合は、中間処理後の産業廃棄物が最終処分（再生）されたことを確認しなければなりません。

委託の流れ



（１）委託の基準（令第6条の2、令第6条の6）

委託基準

- (1) 委託しようとする内容がその事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類、積替え又は保管の有無、処分又は再生の方法）に含まれている者に委託すること。→許可証により確認のこと。

八戸市の許可を有する産業廃棄物処理業者の名簿を八戸市ホームページに公開しています。

（URL：<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kankyohozenka/2/1/2959.html>）

- ①産業廃棄物の収集運搬 → 産業廃棄物収集運搬業許可業者
- ②〃 の処分 → 〃 処分業許可業者
- ③特別管理産業廃棄物の収集運搬 → 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者
- ④〃 の処分 → 〃 処分業許可業者
- (2) 委託契約は次の必要事項を満たした書面により行い、許可証等の写しを添付すること。
（収集運搬業者、処分業者の各々と二者契約によること。ただし、両方の許可を持っている業者に収集運搬と処分の両方を委託する場合はこの限りでない。）
なお、委託契約書は契約期間が終了した日から5年間保存すること。
 - ①委託する産業廃棄物の種類及び数量
 - ②産業廃棄物の運搬の委託
 - ア 運搬の最終目的地の所在地
 - イ 積替え又は保管を行うときは、その場所、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限
 - ウ 安定型産業廃棄物の積替え又は保管を行うときは、他の廃棄物との混合及び手選別の許可
 - ③産業廃棄物の処分又は再生の委託（中間処理産業廃棄物が発生する場合は、最終処分について同様に記載すること。）
 - ア その処分又は再生の場所の所在地
 - イ その処分又は再生の方法
 - ウ その処分又は再生に係る処理能力
 - ④委託契約の有効期間
 - ⑤契約金額（適正な委託金額）
 - ⑥受託者である産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の範囲
 - ⑦受託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報の提供に関する事項
 - ア 性状及び荷姿
 - イ 腐敗、揮発等の性状変化
 - ウ 他の廃棄物との混合等の支障
 - エ 廃パソコン、廃テレビ等の廃棄物にJISC0950号の含有マークが付されていれば、その表示
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじんが含まれている場合はその旨
 - カ その他取り扱い上の注意
 - ⑧委託契約の有効期間中に⑦の情報に変更があった場合の情報の伝達方法に関する事項
 - ⑨業務終了時の報告に関する事項
 - ⑩委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項
- (3) 特別管理産業廃棄物の委託の場合、委託の前に、あらかじめその種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際の注意事項に関して文書で通知すること。

再委託基準（令第6条の12、令第6条の15）

- (1) 産業廃棄物処理業者が受託した廃棄物の処理を再委託しようとする場合には、再委託先の氏名又は名称等及び再委託の内容が事業の範囲に含まれていることを確認し、書面によりあらかじめ排出事業者の承諾を受けること。（承諾書は5年間保管のこと）

再委託承諾書の記載事項：①委託した産業廃棄物の種類及び数量（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む場合はその旨） ②受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号 ③承諾の年月日 ④再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

- (2) 再受託者に産業廃棄物を引き渡す際には、前述の委託契約書の必要事項を記載した文書も交付すること。
- (3) その他は委託基準の例によること。

※ 再委託は1回限り認められており、再々委託はできません。再委託は不適正処理される場合が多いため、やむを得ない場合以外は行わないようにしましょう。

なお、特別管理産業廃棄物の再委託の場合には、さらに再受託者に対して、あらかじめその種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際の注意事項に関して文書で通知しなければなりません。

委託するときの注意事項（規第8条の4の2第6号）

- (1) 産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）処理委託契約で提示する項目（例）

- ① 産業廃棄物の性状
（例：液状、粘液状、水アメ状、液状残さ固着、スラリー状、泥状、粉粒状、塊状、固化状、成形品、その他）
- ② 産業廃棄物の荷姿
（例：ドラム缶、金属缶、プラスチック容器、ガラス容器、紙容器、タンクその他）
- ③ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化
（例：引火性、自然発火、爆発性、揮発性、毒性、腐食性、悪臭、刺激性、重合・反応性、感染性、その他）
- ④ 関連法規（毒物及び劇物取締法、消防法）
- ⑤ 参考資料（サンプルの有無、写真、分析成績表、産業廃棄物の種類毎の明細表）
- ⑥ 容量等（容器の容量、容器の状態、空容器の処理方法）
- ⑦ 収集運搬（収集運搬方法、車種、積載量）
- ⑧ 要望事項

- (2) 廃棄物データシートの項目

- ① 排出事業者
- ② 廃棄物の名称
- ③ 廃棄物の組成・成分情報
- ④ 廃棄物の種類
- ⑤ 特定有害廃棄物
- ⑥ P R T R対象物質
- ⑦ 水道水源における消毒副生成物・前駆物質
- ⑧ その他含有物質
- ⑨ 有害特性
- ⑩ 廃棄物の物理的性状・化学的性状
- ⑪ 品質安定性
- ⑫ 関連法規
- ⑬ 荷姿
- ⑭ 排出頻度・数量
- ⑮ 特別注意事項
- ⑯ その他の情報

- (3) 容器貼付ラベル（例）

産業廃棄物を判別するために、右のようなラベルを作成することが考えられます。

産業廃棄物	
排出事業者	
廃棄物名	
管理番号	
受渡予定日	年 月 日
数量	個口、
取扱い 注意事項	
処分業者	
連絡先	

委託するときはマニフェストを使用 (法第12条の3、法第12条の5)

産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合、産業廃棄物の引渡しと同時に、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、運搬車両ごとにマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付することが義務付けられています。

マニフェストは産業廃棄物の引き渡しの際に排出事業者が処理業者に渡す複写式の伝票のことで、事業者がその処理を委託した産業廃棄物の流れを自ら把握することができるようになります。また、処理業者に産業廃棄物の性状等についての情報を正確に伝えることにより産業廃棄物の処理過程での事故の防止や適正な処理が図られます。

（中間処理産業廃棄物についても、最終処分されたことをマニフェストにより確認することが義務付けられています。）

また、電子マニフェストの制度があります。電子マニフェストは、事務の効率化や記載漏れ防止等による法令の遵守等に役立ちます。

【電子マニフェストの一部使用義務化について】

令和2年4月1日施行の改正廃棄物処理法により、前々年度における特別管理産業廃棄物（廃PCB、PCB汚染物及びPCB処理物を除く。以下同じ。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されることとなりました。

電子マニフェストを使用する場合、事前にJWNETへの登録が必要となります。

【電子マニフェストの加入申込み先】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWNET）

TEL 0800-800-9023 FAX 03-5275-7112

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp>

委託後は (法第12条の3、法第12条の5)

1 処理の確認

契約書どおり処理が行われたかを確認しましょう。マニフェストの写しの送付は運搬又は処分が終了した日から10日以内です。（電子マニフェストの場合は、3日（土日祝、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）以内に情報処理センターに報告が必要です。）

2 記録保存

委託・処理状況について記録を整理しマニフェストを5年間保存しなければなりません。

3 八戸市への報告等

(1) 措置内容等報告

マニフェスト交付者は、次の場合には、速やかに委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに30日以内に八戸市（八戸市内の交付者の場合）に報告する必要があります。

- ① マニフェスト交付の日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内に運搬又は処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けないとき。
- ② マニフェストの交付の日から180日以内に中間処理後の産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けないとき。
- ③ 必要事項が記載されていないマニフェストの写し又は虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき。
- ④ 産業廃棄物処理業者から、委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある旨の通知を受けた場合であって、当該業者からマニフェストの写しの送付又は情報処理センターからの通知を受けないとき。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）で、マニフェストを交付した者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、1年間（前年度の4月1日から3月31日まで）のマニフェストの交付状況を当該年度の6月30日までに八戸市（八戸市内の事業場に関するもの）に報告しなければなりません。

なお、電子マニフェストを使用している場合は、報告の必要がありません。

4 罰則等

委託基準やマニフェストに係る義務に違反したり、マニフェスト交付者が講ずべき必要な措置（3.

(1)措置内容等報告）を講じなかった場合には排出事業者に対し措置命令が発出されることがあります。

また、上記違反等については法律による罰則が規定されています。（P47参照）

優良産廃処理業者認定制度の活用

(法第14条第2項及び第7項、法第14条の4第2項及び第7項)

○優良産廃処理業者認定制度とは（令第6条の9第2号及び第6条の14第2号）

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県等が審査して認定する制度です。

優良認定業者は、遵法性や事業の透明性が高く、信頼できる産廃処理業者であるといえます。

また、優良認定業者は本制度に基づいて産業廃棄物処理状況や施設処理能力等の情報を公表しているため、産廃処理業者の信頼に値するかどうかを十分に見極めた上で委託先を選定することができ、産業廃棄物の処理に関するコンプライアンスの確保につながります。

1 認定の基準

優良産廃処理業者認定制度における認定を受けるためには、以下の基準に適合することが必要です。

- ・実績と遵法性
- ・事業の透明性
- ・環境配慮の取組
- ・電子マニフェスト
- ・財務体質の健全性

2 優良認定業者の情報

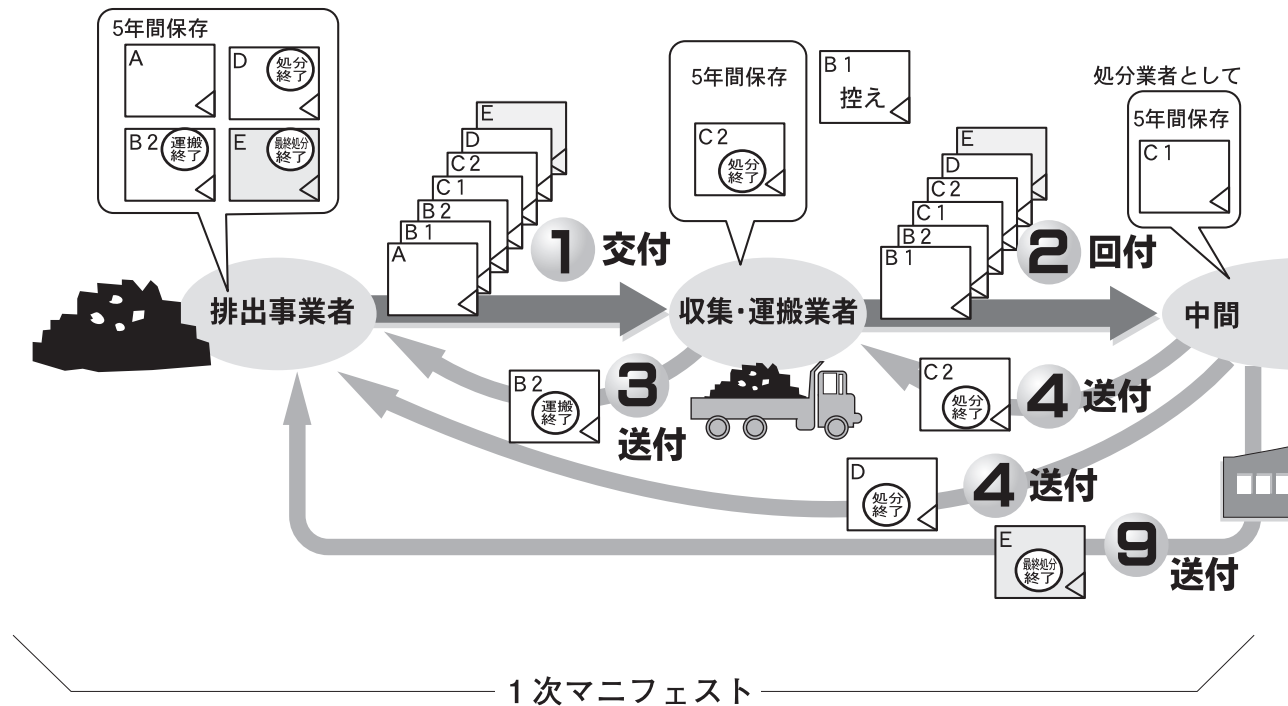
優良認定業者の情報は、産廃情報ネット、優良さんばいナビ等で検索することができます。

※産廃情報ネット（<https://www2.sanpainet.or.jp/>）

※優良さんばいナビ（<http://www3.sanpainet.or.jp/>）

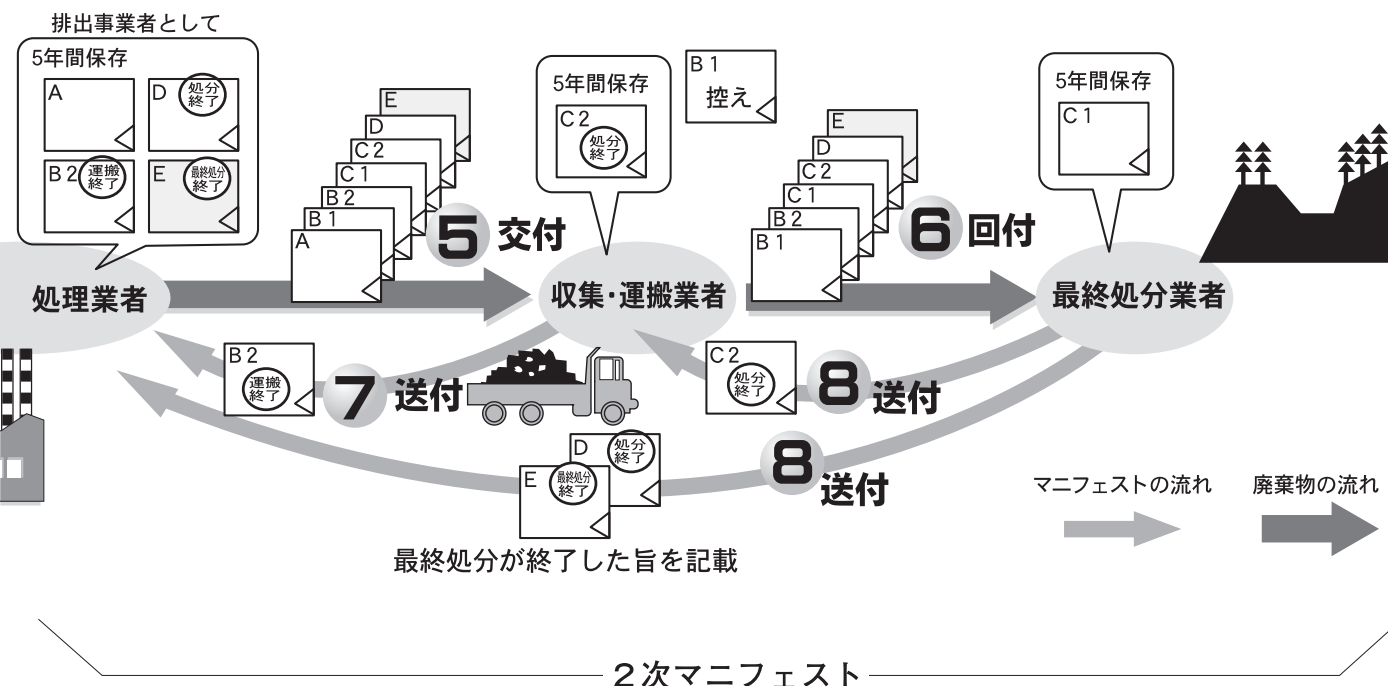
(2) マニフェストシステム（法第12条の3）

①紙マニフェストの流れ



(1) 1 次マニフェストの流れ

- ① マニフェスト交付時（排出事業者から収集運搬業者への廃棄物引渡し時）
 - ・排出事業者は、7枚複写のマニフェスト（A、B1、B2、C1、C2、D、E票）に必要事項を記入し、収集運搬業者に、廃棄物とマニフェストを提示する。
 - ・収集運搬業者は、廃棄物とマニフェストの記載内容が一致していることを確認した後、マニフェストの「運搬の受託」の欄に受託者の氏名又は名称及び運搬担当者の氏名を記入。
 - ・排出事業者は、廃棄物及びマニフェストB1票以下6枚を収集運搬業者に引渡すとともに、マニフェストA票を控えとして保存する。
 - ※ 収集運搬を再委託した場合、「運搬受託者」の欄には再委託した収集運搬業者の名称等を記載する。この場合、「備考・通信欄」には当初委託した収集運搬の名称等を記載する。
 - ※ 収集運搬業者は、マニフェストの交付を受けない場合、廃棄物の引渡しを受けてはならない。
- ② 運搬終了時（収集運搬業者から中間処理業者への廃棄物引渡し時）
 - ・収集運搬業者は、中間処理業者に廃棄物とマニフェストを提示する。
 - ・中間処理業者が、廃棄物とマニフェストの記載内容が一致していることを確認した後、収集運搬業者は「運搬終了年月日」の欄にその年月日を記入し、中間処理業者は「処分の受託」の欄に受託者の氏名又は名称及び処分担当者の氏名を記入する。（平成17年9月30日付け環廃対発第05093004号、環廃産発第05093005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）
 - ・収集運搬業者は、廃棄物及びマニフェストC1票以下4枚を中間処理業者に引渡すとともに、マニフェストB1票を控えとして保存、マニフェストB2票を運搬終了後10日以内に排出事業者に送付する。
 - ・排出事業者は、控えのA票と、送付されたB2票を照合・確認し、A票に必要事項を記入する。
 - ※ 処分を再委託した場合、①の収集運搬を再委託した場合に準じて記載する。
 - ※ 収集運搬業者は、交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。
 - ※ 中間処理業者は、マニフェストの交付を受けない場合、廃棄物の引渡しを受けてはならない。
- ③ 中間処理終了時
 - ・中間処理業者は、処分を終了したときはマニフェストの「処分終了年月日」の欄にその日を記入する。
 - ・中間処理業者は、処分終了後10日以内に、マニフェストC2票を収集運搬業者に、D票を排出事業者に送付するとともに、C1票を保存する。
 - ・収集運搬業者は、控えのB1票と、送付されたC2票を照合・確認し、B1票に必要事項を記入する。
 - ・排出事業者は、控えのA票と、送付されたD票を照合・確認し、A票に必要事項を記入する。
 - ※ 中間処理業者は、マニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。



(2) 2次マニフェストの流れ

④ マニフェスト交付時（中間処理業者から収集運搬業者への廃棄物引渡し時）

中間処理業者が処分委託者（排出事業者の立場）として、2次マニフェストを交付する（運用は左記(1)の①に同じ）。

※ 廃棄物を引渡すまでに、交付した2次マニフェストごとの交付年月日、交付番号及び2次マニフェストごとの1次マニフェストの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を帳簿に記載する。

※ 収集運搬業者はマニフェストの交付を受けない場合、廃棄物の引渡しを受けてはならない。

⑤ 運搬終了時（収集運搬業者から最終処分業者への廃棄物引渡し時）

・収集運搬業者は、最終処分業者に廃棄物とマニフェストを提示する。

・最終処分業者が、廃棄物とマニフェストの記載内容が一致していることを確認した後、収集運搬業者は「運搬終了年月日」の欄にその年月日を記入し、最終処分業者は「処分の受託」の欄に受託者の氏名又は名称及び処分担当者の氏名を記入する。

・収集運搬業者は、廃棄物及びマニフェストC1票以下4枚を最終処分業者に引渡すとともに、マニフェストB1票を控えとして保存、マニフェストB2票を運搬終了後10日以内に中間処理業者に送付する。

・中間処理業者は、控えのA票と、送付されたB2票を照合・確認し、A票に必要事項を記入する。

※ 収集運搬業者は、交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

※ 最終処分業者は、マニフェストの交付を受けない場合、廃棄物の引渡しを受けてはならない。

⑥ 最終処分終了時

・最終処分業者は、処分を終了したときはマニフェストの「処分終了年月日」及び「最終処分終了年月日」の欄にその日をまた、「最終処分を行った場所」の欄に名称等をそれぞれ記入する。

・最終処分業者は、処分終了後10日以内に、マニフェストC2票を収集運搬業者に、D票・E票を中間処理業者に送付するとともに、C1票を保存する。

・収集運搬業者は、控えのB1票と、送付されたC2票を照合・確認し、B1票に必要事項を記入する。

・中間処理業者は、控えのA票と、送付されたD票を照合確認し、A票に必要事項を記入する。

※ 最終処分業者は、マニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

⑦ 最終処分終了確認時

・中間処理業者は、委託したすべての廃棄物の最終処分が終了した報告（2次マニフェストのE票）を受けたときは、最終処分が適正に終了したことを確認の上、1次マニフェストのC1、E票に最終処分を行った場所の所在地・名称、最終処分終了日を記入するとともに、2次マニフェストのE票受領から10日以内に、1次マニフェストのE票を排出事業者へ送付する。

・排出事業者は、控えのA票と、送付されたE票を照合・確認し、A票に必要事項を記入する。

②紙manifestoの記入のしかた

1 化学系特別管理産業廃棄物の場合

1次・直行用manifesto（7枚複写）

manifesto交付番号は10桁で
あらかじめ印刷してあります。

チェックディジットは、コンピュータへの
キー入力等におけるエラー検出に利用します。

交付年月日 2022年6月1日 交付番号 20000000020

排出事業者の
名称・住所等 凸凹精機(株)
住所 〒031-4444 電話番号 0178-11-2222
青森県八戸市〇×1-2-3

委託する廃棄物の
種類・数量等 500ℓ ドラム缶(3本)
汚泥・廃油混合物

廃棄物の分類コード番号は
電子manifestoと共通です。

運搬業者の
名称・住所等 (株)△△サービス
住所 〒031-2345 電話番号 0178-55-6666
青森県八戸市△△町7-8-9

処分業者の
名称・住所等 (株)〇〇環境土木
住所 〒031-0000 電話番号 0178-22-3333
青森県八戸市4-5-6

運搬担当者の
受領確認
運搬担当者が廃棄物の
受領時に署名します。

交付担当者 高橋〇雄
住所 〒031-5555 電話番号 0178-22-3333
青森県八戸市4-5-6

廃棄物を排出した
事業場の名称・所在地等

運搬先の事業場の
名称・所在地等

斜線部は、A票では記入の
必要がありません。

「B2票」「D票」「E票」が
送付された時は、
速やかに照合確認し、
「A票」のこの欄に
日付を記入します。

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

2 中間処理業者が排出者になる場合（帳簿記載のとおり）2次・直行用manifesto（7枚複写）

manifesto交付番号は10桁で
あらかじめ印刷してあります。

チェックディジットは、コンピュータへの
キー入力等におけるエラー検出に利用します。

交付年月日 2022年6月15日 交付番号 20000000182

中間処理業者
(排出事業者)の
名称・住所等 (有)〇〇クリーン処理
住所 〒031-0000 電話番号 0178-22-3333
青森県八戸市〇×4-5-6

委託する廃棄物の
種類・数量等 0.5t コンテナ
焼却灰

廃棄物の分類コード番号は
電子manifestoと共通です。

運搬業者の
名称・住所等 (有)〇〇運輸
住所 〒031-1111 電話番号 0178-22-1111
青森県八戸市△△7-8-9

処分業者の
名称・住所等 (株)〇〇環境土木
住所 〒031-0000 電話番号 0178-22-3333
青森県八戸市××4-5-6

運搬担当者の
受領確認
運搬担当者が廃棄物の
受領時に署名します。

交付担当者 佐藤〇作
住所 〒031-5555 電話番号 0178-22-3333
青森県八戸市4-5-6

廃棄物を排出した
事業場の名称・所在地等

運搬先の事業場の
名称・所在地等

斜線部は、A票では記入の
必要がありません。

「B2票」「D票」「E票」が
送付された時は、
速やかに照合確認し、
「A票」のこの欄に
日付を記入します。

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

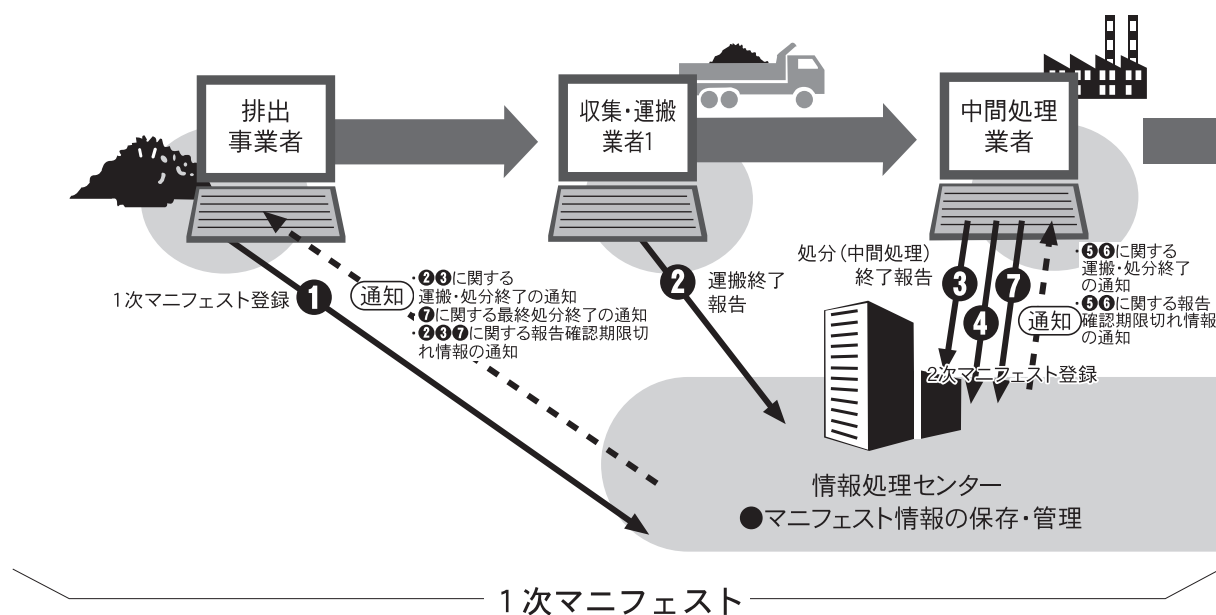
1次・直行用マニフェスト（7枚複写）

[illegible]

2次・直行用マニフェスト（7枚複写）

[illegible]

③電子 manifests の流れ（法第12条の5）



(1) 1次マニフェストの流れ

[収集・運搬業者1への廃棄物引渡し後]

① 1次マニフェスト情報の登録

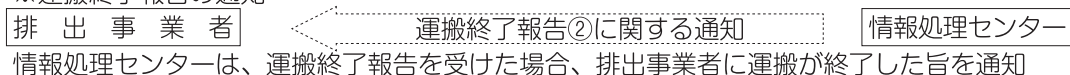


[中間処理業者への運搬終了後]

② 運搬終了報告



※運搬終了報告の通知

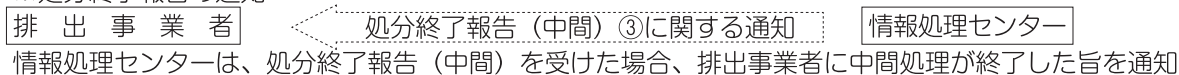


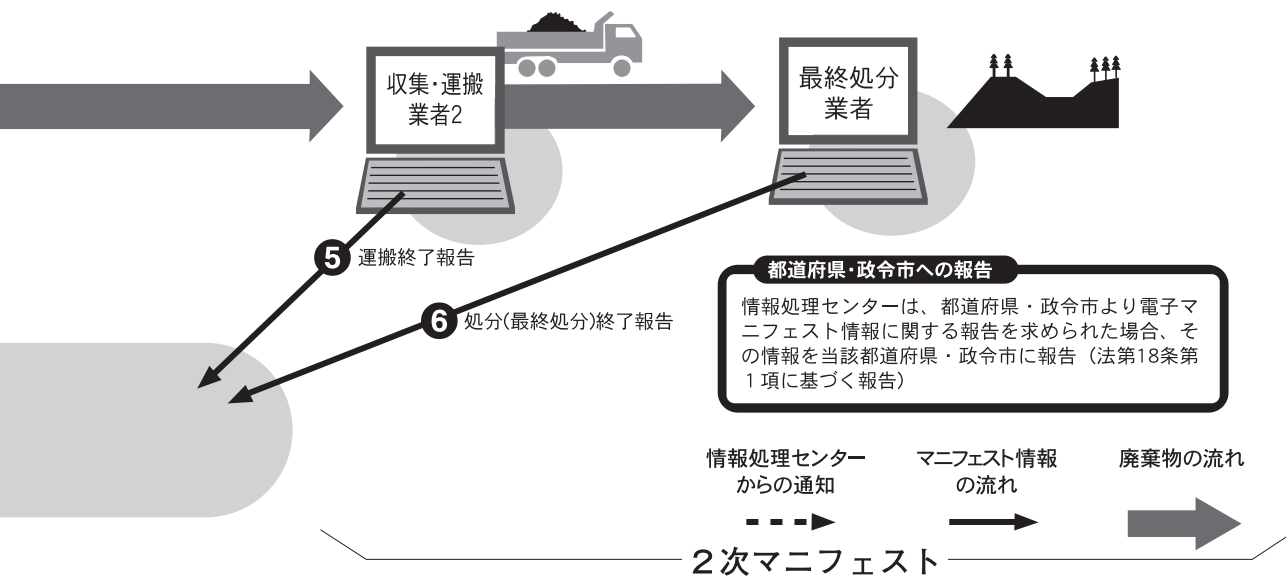
[中間処理終了後]

③ 処分終了報告（中間）



※処分終了報告の通知





(2) 2次マニフェストの流れ

[収集・運搬業者2への廃棄物引き渡し後]

④ 2次マニフェスト情報の登録



中間処理業者（処分委託者）は、廃棄物（中間処理後の残さ）を引渡した後3日以内に、産業廃棄物の種類ごと及び行き先（処分事業場等）ごとに登録

注）2次マニフェストの登録の際、関連の1次マニフェストを選択して入力
（「帳簿記載のとおり」とすることも可）

[最終処分業者への運搬終了後]

⑤ 2次マニフェストの運搬終了報告



収集・運搬業者2は、運搬が終了した後3日以内に、情報処理センターに運搬が終了した旨を報告

※運搬終了報告の通知



情報処理センターは、2次マニフェストの運搬終了報告を受けた場合、中間処理業者（処分委託者）に運搬が終了した旨を通知

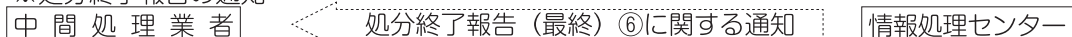
[最終処分終了後]

⑥ 処分終了報告（最終）



最終処分業者は、最終処分が終了した後3日以内に、情報処理センターに最終処分が終了した旨を報告

※処分終了報告の通知



情報処理センターは、処分終了報告（最終）を受けた場合、中間処理業者に最終処分が終了した旨を通知

⑦ 最終処分終了報告の確認



中間処理業者は1次マニフェストに係るすべての処分終了報告（最終）の情報を確認後、情報処理センターに最終処分の終了を報告

※最終処分終了報告の通知

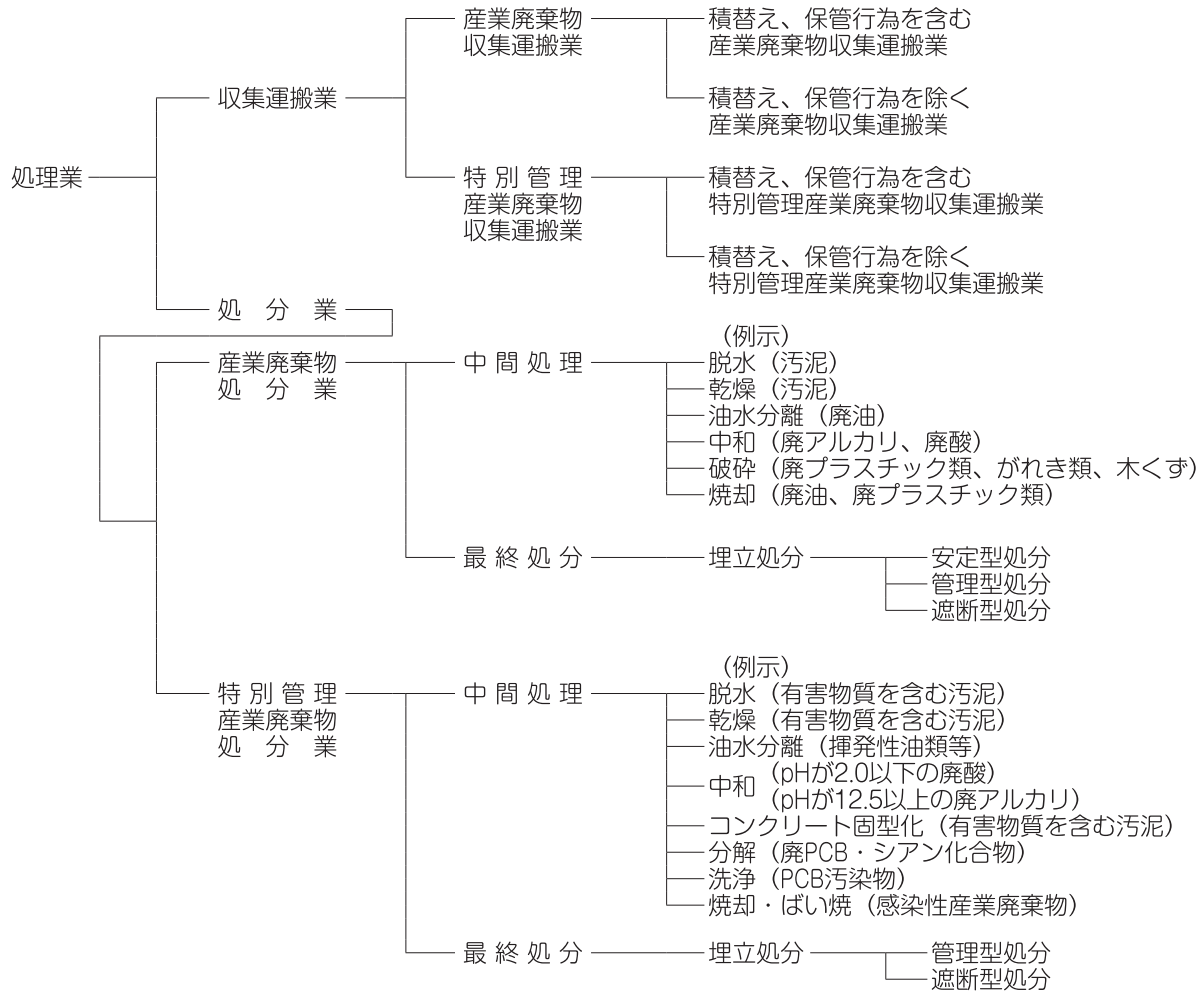


情報処理センターは、最終処分終了報告を受けた場合、排出事業者に最終処分が終了した旨を通知

8

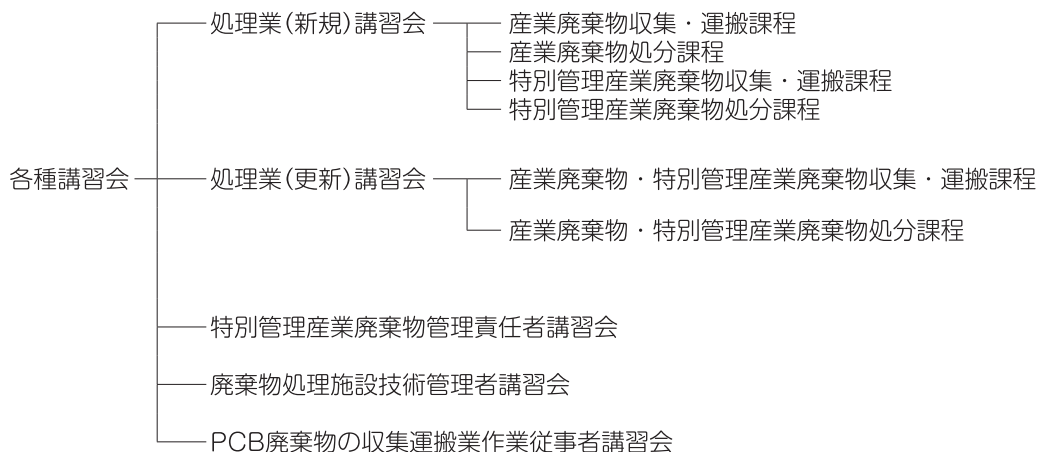
産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物処理業を営むためには許可が必要です。事前に八戸市環境保全課（八戸市内でのみ収集運搬業を行う場合、八戸市内で積替えや保管を行う場合、八戸市内で処分業を行う場合）又は青森県の各環境管理事務所に御相談ください。

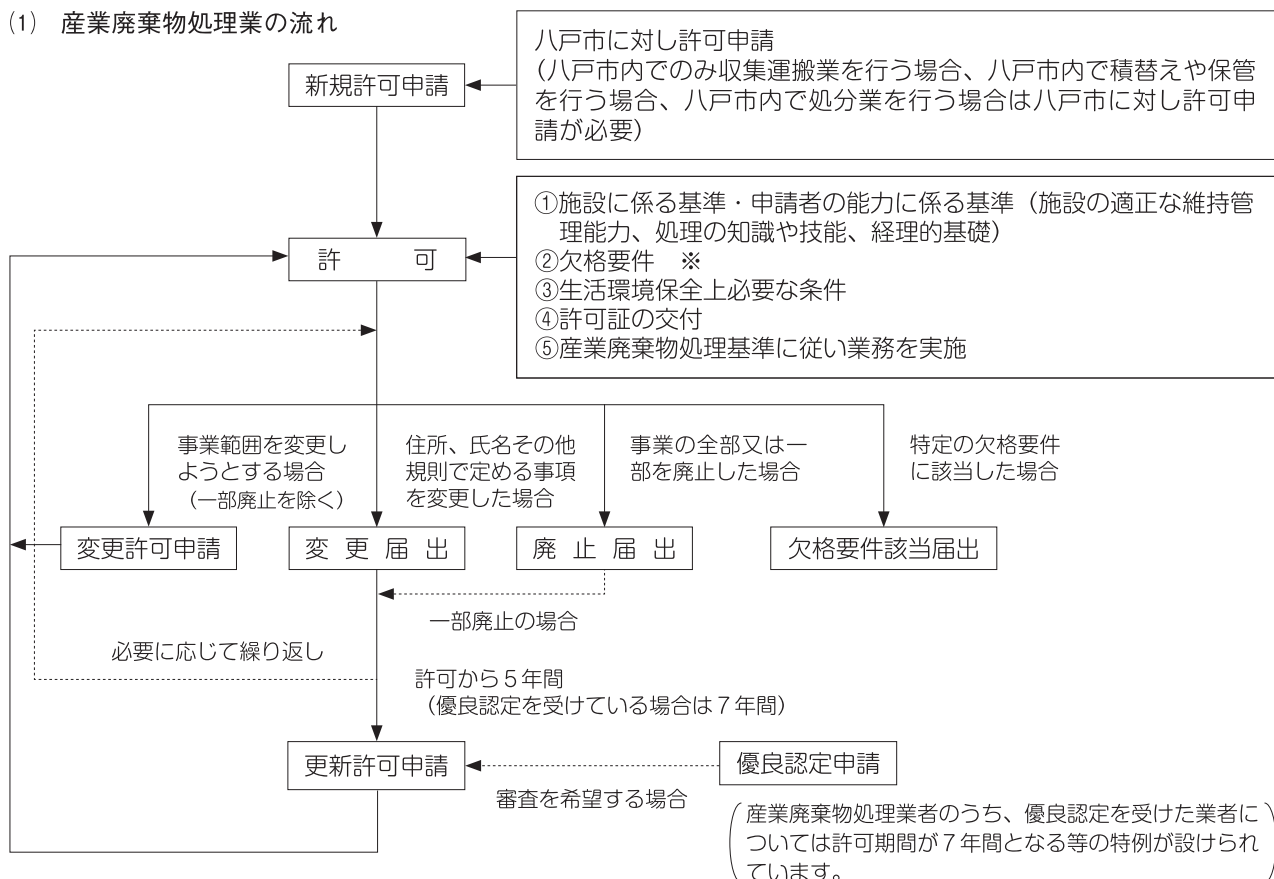


各種講習会

産業廃棄物処理業等の許可を受けるための技能として、産業廃棄物処理業等の許可申請に関する（公財）日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会等を受けていることが必要です。



(1) 産業廃棄物処理業の流れ



※欠格要件について

申請者の一般的な適正について、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものであり、申請者が欠格要件に該当する場合には許可を受けることができません。また、(特別管理)産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至った場合、許可が取り消されます。

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 生活環境の保全を目的とする法令（注）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（法人の場合、当該取消しの処分に係る行政手続法の規定による聴聞の通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ⑥ 廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理業の全部の廃止の届出又は浄化槽清掃業の廃業の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑦ ⑥に規定する期間内に廃棄物処理業の全部の廃止又は浄化槽清掃業の廃業の届出があった場合において、⑥の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ⑨ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑨のいずれかに該当するもの
- ⑪ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに①～⑨のいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 個人で政令で定める使用人のうちに①～⑨のいずれかに該当する者のあるもの
- ⑬ 暴力団員がその事業活動を支配する者

注) 生活環境の保全を目的とする法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

- (2) マニフェスト交付義務等（法第12条の3・法第12条の4）
- 産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は当該受託業務が終了した日から10日以内にマニフェストを交付者に送付する。（電子マニフェストの場合は3日以内に情報処理センターに報告）
 - マニフェストは5年間保存する。
 - 産業廃棄物処理業者は産業廃棄物の処理を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をしてマニフェストを交付してはならない。
 - 産業廃棄物処理業者は、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。
- (3) 処理困難通知（法第14条第13項、法第14条の4第13項）
- 委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由（故障・事故、事業の廃止、施設の休廃止等）が生じたときは、遅滞なく、その旨を10日以内に書面で当該廃棄物の処理を委託した者に通知しなければならない。
- (4) 再委託の禁止（法第14条第16項、法第14条の4第16項）
- 再委託は、原則として禁止されている。（P25参照）
- (5) 帳簿の記載義務等（法第14条第17項、法第14条の4第18項）
- 帳簿は事業所ごとに備え、（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに次の区分に応じて記載する。
 - 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間、事業所ごとに保存する。

区 分	記 載 事 項	記 載 す る 時 期
収 集 又 は 運 搬	1 収集又は運搬年月日	毎月末までに、前月分の記載を終了 管理票を交付されてから10日以内に記載
	2 交付された管理票ごとの管理交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	3 受入先ごとの受入量	
	4 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	毎月末までに、前月分の記載を終了
	5 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	
運 搬 の 委 託	1 委託年月日	毎月末までに、前月分の記載を終了
	2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	管理票に係る（特別管理）産業廃棄物の引渡しまでに記載
	3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号	
	4 運搬先ごとの運搬量	毎月末までに、前月分の記載を終了
処 分	1 受入又は処分年月日	毎月末までに、前月分の記載を終了
	2 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	管理票を交付又は回付されてから10日以内に記載
	3 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	毎月末までに、前月分の記載を終了
	4 処分した場合には、処分方法ごとの処分量	
	5 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）※後の（特別管理）産業廃棄物の持出先ごとの持出量	
処 分 の 委 託	1 委託年月日	毎月末までに、前月分の記載を終了
	2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	管理票に係る（特別管理）産業廃棄物の引渡しまでに記載
	3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号	
	4 交付した管理票ごとの、受け入れ回付された管理票ごとの受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	5 交付した管理票ごとの、受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る規則第8条の31の5第3号の規定による通知（電子マニフェストの登録）に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	
	6 情報処理センターへの登録ごとの交付又は回付された受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	7 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る規則第8条の31の2第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	
	8 受託者ごとの委託の内容及び委託量	毎月末までに、前月分の記載を終了
備考 収集若しくは運搬、収集若しくは運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれている場合は、上欄の区分に応じたそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。		

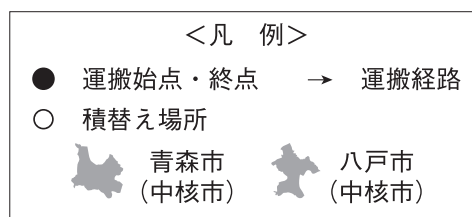
※印は、特別管理産業廃棄物の場合は（埋立処分を除く。）とする。

- (6) 名義貸しの禁止（法第14条の3の3、法第14条の7）
- 産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。
- (7) 改善命令（法第19条の3）
- 八戸市長は産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない処理（保管）が行われた場合は、期限を定めて、処理方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (8) 措置命令（法第19条の5）
- 八戸市長は産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない処理（保管）が行われた場合において、生活環境保全上支障が生じ又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該処理（保管）を行った者に対し、その支障の除去等の措置を講ずることを命ずることができる。
- (9) 許可の取消し等（法第14条の3の2、法第14条の3、法第14条の6）
- 産業廃棄物処理業者が、欠格要件に該当するに至ったときや不正手段により許可を受けたときなどはその許可を取り消される。（欠格要件に該当するに至ったときは該当した日から2週間以内に届出が必要）
 - 違反行為をしたときや、事業の用に供する施設が基準に適合しなくなったときなどは、その許可を取り消し又は期限を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ぜられることがある。

運搬経路に中核市(青森市、八戸市)を含む場合の(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可について(令第27条)

運搬経路に中核市(青森市、八戸市)を含む内容の(特別管理)産業廃棄物の収集運搬を委託する場合には、委託先となる収集運搬業者には運搬の状況に応じて、次の内容の許可が必要になります。

- (1) 排出場所と搬入先の都道府県知事の許可が必要です。ただし、一中核市内(八戸市内のみ又は青森市内のみ)の移動であればその市の許可でも可能です(下図パターン1参照)。
- (2) 積替え保管を行う場合はその場所を管轄する都道府県知事又は中核市長の許可(積替えあり)が必要です(下図パターン2、4～6参照)。



【パターン1】

八戸市内→八戸市内

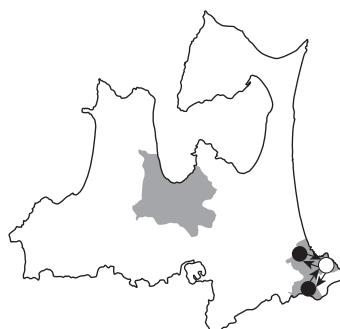
[必要となる自治体の収集運搬業許可]
青森県知事又は八戸市長の許可



【パターン2】

八戸市内→八戸市内(積替えあり)→八戸市内

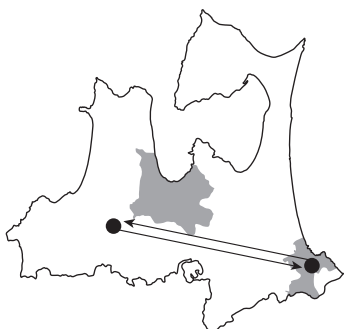
[必要となる自治体の収集運搬業許可]
八戸市長(積替えあり)の許可



【パターン3】

八戸市内→八戸市外
八戸市外→八戸市内

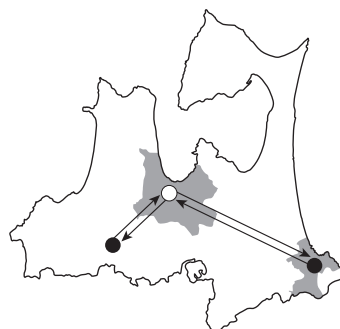
[必要となる自治体の収集運搬業許可]
青森県知事の許可



【パターン4】

八戸市内→青森市内(積替えあり)→中核市外
中核市外→青森市内(積替えあり)→八戸市内

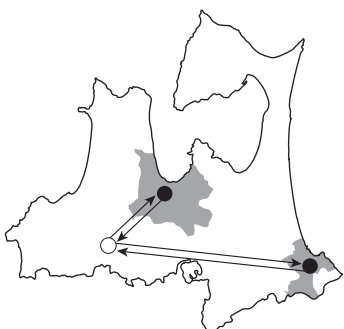
[必要となる自治体の収集運搬業許可]
青森県知事の許可と青森市長(積替えあり)の許可



【パターン5】

八戸市内→中核市外(積替えあり)→青森市内
青森市内→中核市外(積替えあり)→八戸市内

[必要となる自治体の収集運搬業の許可]
青森県知事(積替えあり)の許可



【パターン6】

青森市内→八戸市内(積替えあり)→中核市内
中核市外→八戸市内(積替えあり)→青森市内

[必要となる自治体の収集運搬業の許可]
青森県知事の許可と八戸市長(積替えあり)の許可



9

産業廃棄物処理施設の設置・変更及び維持管理

(1) 設置許可が必要な産業廃棄物処理施設（令第7条）

次表の中間処理施設や最終処分場を設置する場合は、事前に設置許可が必要となります。（法第15条）

また、産業廃棄物処理施設の設置者は、処理責任者及び資格を有する技術管理者を置かなければなりません。

施 設 の 種 類		施設の規模・能力
1	汚 泥 の 脱 水 施 設	10m ³ /日を超えるもの
2	汚 泥 の 乾 燥 施 設	10m ³ /日（天日乾燥の場合は100m ³ /日）を超えるもの
3	汚泥（PCB汚染物、PCB処理物を除く）の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ○処理能力 5 m ³ /日超または200kg/時間以上 ○火格子面積 2 m ² 以上
4	廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超えるもの
5	廃油（廃PCB等を除く）の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ○処理能力 1 m ³ /日超または200kg/時間以上 ○火格子面積 2 m ² 以上
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類（PCB汚染物、PCB処理物を除く）の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ○処理能力100kg/日超 ○火格子面積 2 m ² 以上
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設※	5 t/日を超えるもの
9	有害物質〔→令別表3の3〕又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべて
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて
10の2	廃水銀等の硫化施設	すべて
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべて
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべて
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべて
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべて
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	すべて
13の2	産業廃棄物の焼却施設（3、5、8、12に掲げるものを除く。）	次のいずれかに該当するもの ○処理能力200kg/時間以上 ○火格子面積 2 m ² 以上
14	イ 遮断型最終処分場	すべて
	ロ 安定型最終処分場	すべて
	ハ 管理型最終処分場	すべて

※移動式の施設を設置しようとする排出事業者については、当分の間、許可が不要となっています。

（附則（平成12年11月29日 政令第493号）第2条第1項）

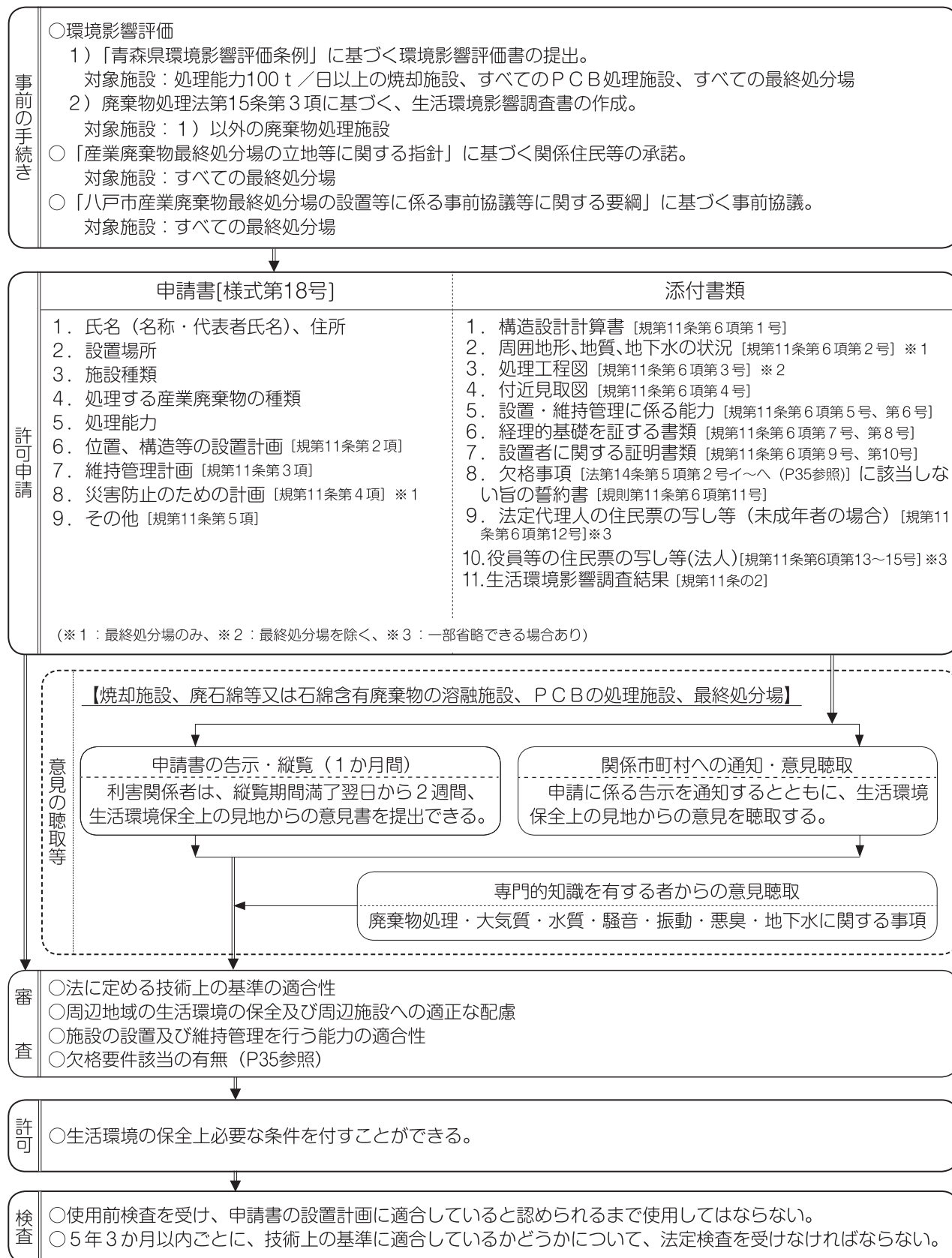
～熱回収施設設置者認定制度について～

熱回収施設（廃棄物焼却施設であって熱回収の機能を有するもの）の設置者の認定制度があります。

これは、循環型社会形成推進基本法においては、「再使用、再生利用がされないものであって熱回収をすることができものについては、熱回収（サーマルリサイクル）がされなければならない。」とされているものの、現在の多くの廃棄物焼却施設が、焼却において大量に発生する焼却熱を回収せずに処分する「単純焼却」が大半を占めています。こうした状況を改善するため、熱回収機能を有する廃棄物焼却施設を認定することにより、廃棄物の排出事業者が、優先的に処理を委託することを可能とする制度です。（法第15条の3の3）

(2) 産業廃棄物処理施設の設置・変更許可に係る手続き

産業廃棄物処理施設の設置等に係る手続きは概ね次のとおりです。申請及び設置に関する計画は八戸市環境保全課に御相談ください。



※施設の種類・規模によっては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、公害防止条例等に基づく届出等が必要となります。

(3) 産業廃棄物処理施設の変更

1. 許可を要する変更等（法第15条の2の6・法第15条の4）

産業廃棄物処理施設に係る次の変更等をする場合にはあらかじめ八戸市長の許可を得なければなりません。

(1) 施設の構造、維持管理に係る次の①～④の変更（ア～コのいずれにも該当しない軽微な変更を除く）

- ① 処理する産業廃棄物の種類
- ② 処理能力
- ③ 位置、構造等の設置に関する計画
- ④ 維持管理に関する計画

ア 処理能力の10%以上の増大

イ 施設の位置の変更

ウ 処理方式の変更

エ 施設の種類の応じて定められる設備の変更の主なもの（規第12条の8第3号）

施設の種類	設 備
汚泥の脱水施設	脱水機
汚泥の乾燥施設	乾燥設備
廃油の油水分離施設	油水分離設備
焼却施設	燃焼室
破碎施設	破碎機
シアン化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	熔融炉又は破碎設備
安定型最終処分場	擁壁、えん堤
管理型最終処分場	遮水層、擁壁、えん堤

オ 生活環境への負荷を増大させる構造・設備の変更

カ 排ガスまたは排水の排出の方法の変更

キ 排ガスまたは排水の量の増大

ク 生活環境保全のために達成することとした排ガスの性状、放流水の水質等の数値の変更（影響減を除く）

ケ 排ガス性状および水質の測定頻度の変更（頻度増を除く）

コ その他施設の維持管理に関する事項の変更

(2) 産業廃棄物処理施設の譲受け・借受け（法第15条の4）

2. 届出を要する変更等（法第15条の2の6第3項）

次の変更をしたときは、八戸市長に届出をしなければなりません。

- (1) 施設の構造、維持管理に係る変更であって、上記1.(1)の「ア～コ」に該当しない軽微な変更
- (2) 氏名、名称、住所、法人の代表者の氏名の変更
- (3) 焼却施設等から発生する焼却灰、ばいじん等の処分方法の変更
- (4) 油水分離施設、廃酸・廃アルカリ中和施設、シアンの分解施設から生ずる汚泥等の処分方法の変更
- (5) 石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法の変更
- (6) 最終処分場の埋立処分の計画、災害防止の計画の変更
- (7) 産業廃棄物の搬入・搬出の時間、方法の変更
- (8) 着工予定年月日、使用開始予定年月日の変更
- (9) 法定代理人、役員、使用人の変更
- (10) 5%以上の株主及び出資者の変更

3. 認可を要する変更（法第15条の4）

法人の合併・分割により施設を承継する場合には、あらかじめ八戸市長の認可を受けなければなりません。

(4) 廃棄物処理施設の維持管理

施設設置者は、省令に定める技術上の基準及び許可申請書に記載した維持管理計画に基づいて施設の維持管理を実施し、その結果を記録、保存することが義務付けられています。

1. 全施設共通の維持管理基準（規第12条の6）

- ① 受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- ② 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- ③ 異常な事態の発生時は、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- ④ 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

- ⑤ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑥ 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- ⑦ 著しい騒音・振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- ⑧ 排水は、生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- ⑨ 施設の維持管理に関する点検、検査、事故時の措置、その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

2. 代表的な施設の維持管理基準（規第12条の7）

- (1) 破碎施設
 - 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 汚泥の脱水施設
 - ① 定期的にくろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。
 - ② 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
- (3) 汚泥の乾燥施設（機械式）
 - ① 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。
 - ② 排出ガスによる生活環境保全上の支障を防止するとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。
- (4) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥）
 - 天日乾燥床を定期的に点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出・地下浸透するおそれがある場合は速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
- (5) 焼却施設（PCB焼却施設、ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設を除く）
 - ① ピット・クレーン方式による投入は、常時、廃棄物を均一に混合すること。
 - ② 廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。（ガス化燃焼方式及び2 t/h未満の焼却施設を除く）
 - ③ 熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。
 - ④ 運転開始は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
 - ⑤ 運転停止は、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。
 - ⑥ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。（※1）
 - ⑦ 燃焼ガスの温度を、集じん器流入時点または集じん器内で速やかに、概ね200℃以下に冷却すること。
 - ⑧ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。（※1）
 - ⑨ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。（※2）
 - ⑩ 排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下となるように焼却すること。
 - ⑪ 排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録すること。（※1）
 - ⑫ 排ガス中のダイオキシン類濃度が基準濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。
 - ⑬ 排ガス中のダイオキシン類濃度を年に1回以上、ばい煙濃度等を6月に1回以上測定し、記録すること。（※3）
 - ⑭ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - ⑮ 排ガスの水洗・水冷は、当該水の飛散流出による生活環境保全上の支障を生じさせないこと。
 - ⑯ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。（ばいじん、燃え殻を併せて溶融、焼成する場合を除く。）
 - ⑰ ばいじん・焼却灰の溶融は、温度をその融点以上に保つこと。
 - ⑱ ばいじん・焼却灰の焼成は、温度を1000℃以上に保ち、その温度を連続測定・記録すること。（※1）
 - ⑲ ばいじん・焼却灰のセメント固化処理、薬剤処理は、均一に混合すること。
 - ⑳ 火災の発生を防止するために必要な措置を講じ、消火設備を備えること。
 - ㉑ 燃焼ガス温度を800℃以上に保つこと。
 - ㉒ 廃油焼却施設は、廃油が地下浸透しないようにするとともに、事故時の流出防止堤等の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。
 - ※1 燃焼ガスの温度、一酸化炭素濃度の測定位置、年月日、結果
 - ※2 ばいじんの除去年月日
 - ※3 排ガス採取位置、年月日、測定結果及び結果の得られた年月日
- (6) 最終処分場

最終処分場の構造・維持管理の基準については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」、「八戸市産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針」及び「八戸市産業廃棄物最終処分場の維持管理に係る指針」に従ってください。

3. 維持管理結果の公表等（法第15条の2の3、法第15条の2の4、規第12条の7の2～規第12条の7の5）

焼却施設、最終処分場など規則で定める施設には、維持管理に関する記録を閲覧に供し、インターネット等で公表することが義務付けられています。以下に焼却施設と最終処分場の例を示します。

- (1) 公表等の方法

当該処理施設または最寄りの事務所に記録を備え置くとともに、インターネット等を利用し公表する。
- (2) 公表等をする項目、期間
 - ① 焼却施設
 - 記録する項目
 - ア：処分した廃棄物の月ごとの種類及び数量
 - イ：上記2. (5)の※1～※3

- 閲覧期間
 - アの記録：翌月の末日までに記録を備え置き、備え置いた日から3年間
 - イの記録：結果の得られた日又は除去を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置き、備え置いた日から3年間
- 公表期間
 - アの記録：翌月の末日から3年間
 - イの記録：測定結果の得られた日又は除去を行った日の属する月の翌月の末日から3年間
- ② 最終処分場
 - 記録する項目
 - ア：埋め立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - イ：展開検査（安定型処分場の場合）：各月ごとの実施回数
 - ウ：地下水、放流水、浸透水の水質検査：採水場所、採取年月日、測定結果及び結果の得られた年月日
 - エ：地下水の水質の悪化、浸透水の水質が基準に適合しない場合に講じた措置：措置を講じた年月日及び内容
 - オ：遮水工、擁壁、調整池、浸出液処理設備（配管等の防凍の措置を含む）、外周仕切設備、内周仕切設備、覆いの点検：点検を行った年月日、結果並びに機能の異常等が認められた場合は措置を講じた年月日及び措置の内容
 - カ：残余の埋立容量の測定：測定を行った年月日、測定結果
 - キ：展開検査（安定型処分場の場合）：安定型廃棄物以外の混入等が認められた年月日
 - 閲覧期間
 - ア、イの記録：翌月の末日までに記録を据え置き、据え置いた日から3年間
 - ウ〜キの記録：結果の得られた日又は除去を行った日の属する月の翌月の末日までに据え置き、据え置いた日から3年間
 - 公表期間
 - ア、イの記録：翌月の末日から3年間
 - ウ〜キの記録：結果の得られた日又は除去を行った日の属する月の翌月の末日から3年間

（５）施設の定期検査（法第15条の2の2）

焼却施設、最終処分場など特定の施設については、法に定める技術上の基準に適合しているかどうかについて、5年3か月以内ごとに、八戸市長（八戸市内の施設）の検査を受けることが義務付けられています。

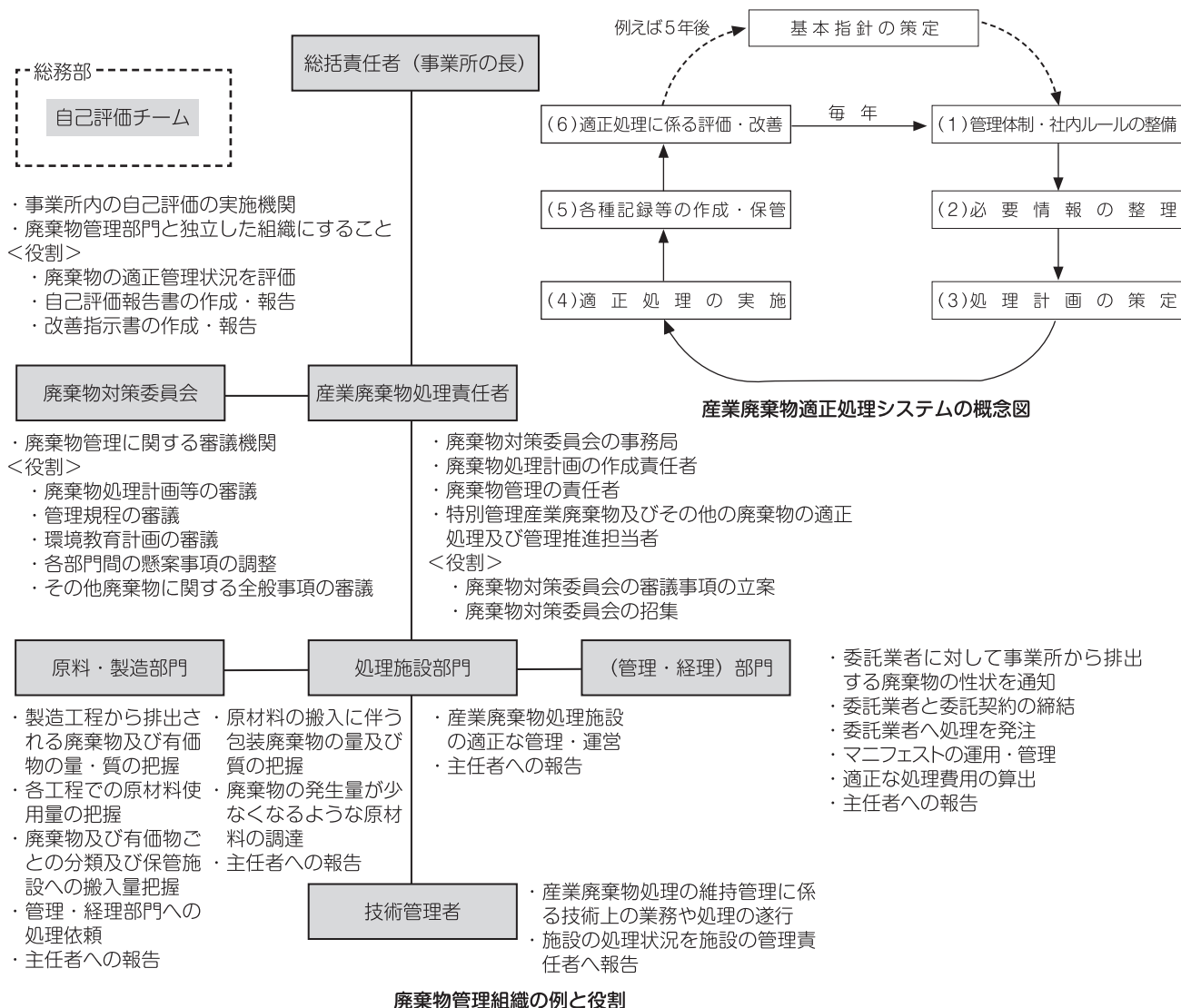
～脱炭素社会の構築に向けた廃棄物処理施設の整備等に対する支援について～

環境省や公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団等では、脱炭素社会の構築や環境負荷低減のために、省CO₂型等の高度技術を利用したリサイクル施設の整備等に対する支援を行っております。詳細については、以下のホームページを御覧ください。

- 環境省ホームページ「地方公共団体・事業者向け支援事業」
(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)
- 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団ホームページ「助成事業」
(<https://www.sanpainet.or.jp/service02.php>)

10 産業廃棄物管理体制の整備

事業者は、排出される産業廃棄物を適正かつ計画的に処理するために、社内管理体制の整備、処理計画の作成等管理システムの構築に努めましょう。



（１）管理体制・社内ルールの整備

① 技術管理者の設置（法第21条第1項）

産業廃棄物処理施設の設置者は、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません。（技術管理者の資格として、廃棄物処理施設技術管理者講習会を修了することなどがが必要です。）

技術管理者は、産業廃棄物処理施設に関して法第15条の2の3に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、施設を維持管理する事務に従事する他の職員の監督をします。

② 処理責任者の設置（法第12条第8項）

産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を有する事業者は、当該事業場ごとに産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。

なお、その他の事業場についても、排出される産業廃棄物の適正な管理と処理についての体制を整えるために処理責任者を置くようにしましょう。

③ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を配置し、特別管理産業廃棄物の取り扱いに関する管理体制を整備し、適正処理を図らなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格として、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を修了することなどがが必要です。

※①～③の者を設置しない場合は罰則として、30万円以下の罰金が設けられています。

④ 産業廃棄物の管理に関する規程（例）

- 1 目的
- 2 産業廃棄物の種類
- 3 事業所の責務
- 4 会社統括管理責任者
- 5 廃棄物対策委員会の設置、構成、役割
- 6 廃棄物管理者等の選任
- 7 産業廃棄物の適正管理
- 8 産業廃棄物の適正処理に関わる教育
- 9 産業廃棄物処理計画
- 10 工場細則の作成
- 11 報告

⑤ 産業廃棄物適正管理マニュアル（例）

- 1 目的
- 2 マニュアルの範囲(担当部門、対象廃棄物等)
- 3 廃棄物処理フロー
- 4 廃棄物の分別排出、保管方法
- 5 減量化・資源化方法及びその量（率）
- 6 中間処理方法及びその量（率）
- 7 最終処分方法及びその量（率）
- 8 委託方法
- 9 記録の取り方・管理
- 10 チェックリスト
- 11 関係法令等

（2）必要情報の整理

① 事業所概要の把握

- 従業員数 ○製造プロセス ○出荷・回収プロセス ○生産量
- 工場の周辺の状況 ○出荷額 ○主要原料の入荷量
- 原材料等使用量

② 産業廃棄物の発生、処理状況の把握

- a. 自社処理
 - 発生量 ○減量化量（中間処理量、処理残さ量）
 - 最終処分量 ○保管量
 - リサイクル量（有価物量、有効利用量、処理残さリサイクル量）
- b. 委託処理
 - リサイクル量（処理残さリサイクル量）
 - 減量化量（中間処理量、処理残さ量）
 - 最終処分量 ○委託量
- c. リサイクル率等
 - 発生量原単位 ○減量化率 ○リサイクル率 ○最終処分率

○事業所「処理計画」(例)

1. 計画期間
2. 事業概要
3. 管理体制
4. 管理方針
 - ① 環境全般
 - ② 廃棄物処理
5. 廃棄物処理対策
 - ① 廃棄物処理の現状
 - ② 廃棄物処理の計画（発生量・減量化、リサイクル目標の設定）
 - ア 排出抑制に関する事項
 - イ 分別 //
 - ウ 再生利用 //
 - エ 処理 //
6. その他必要な事項

③ 法への適合状況

- 収集運搬の基準 ○中間処理の基準 ○埋立処分の基準
- 産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準 ○産業廃棄物の委託の基準
- a. 大気汚染防止法 b. 水質汚濁防止法 c. 騒音規制法 d. 振動規制法
- e. 悪臭防止法 f. ダイオキシン類対策特別措置法 g. 消防法 h. PRTR法
- i. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 j. 毒物及び劇物取締法 k. 公害防止条例
- l. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（3）処理計画の策定

事業者は、排出される産業廃棄物の性状、量の把握に努め、種類ごとの分別を図り、その処理が困難にならないよう処理計画を策定し、産業廃棄物の適正処理を図りましょう。

○排出量の抑制の検討

各生産工程や原材料の見直しを行い産業廃棄物の発生量の抑制に努めるとともに、発生した産業廃棄物の再資源化や有効利用の可能性を検討しましょう。

○処理施設の確保

将来的に産業廃棄物処理を安定的に行うために、計画的な処理施設の整備と適正な施設の維持管理を行いましょう。また、処理を委託する場合には、委託先の処理能力、特に最終処分の場合には残余容量の把握に努めましょう。

○多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等作成義務（法第12条第9項・第10項、法第12条の2第10項・第11項）

①対象事業者：前年度発生量1,000トン以上の事業所（特別管理産業廃棄物は50トン以上）

②計画書の内容：計画期間、現に行っている事業、産業廃棄物処理の管理体制、排出抑制、分別、自ら行う再生利用、中間処理及び最終処分並びに処理委託等に関する事項

③提出期間：当該年度の6月30日までに八戸市（八戸市内の事業場に関するもの）へ提出

④実施状況：翌年度の6月30日までに八戸市（八戸市内の事業場に関するもの）へ報告

⑤公表：八戸市（八戸市内の事業場に関するもの）は、当該計画及び実施状況についてインターネットを利用し公表

（４）適正処理の実施

設定した減量・資源化目標を達成するために、処理計画に従って産業廃棄物の適正処理を行います。製品開発の効率化、製品品質の向上や不良品率の削減、製造時間の短縮、原料削減などのコストダウンを推進するために現場の作業員を含めた品質管理（ＱＣ）運動を導入し、そのノウハウを蓄積している企業も多くあります。産業廃棄物の管理についても、同様のアプローチを検討し、応用が可能な手法は積極的に取り入れることが必要です。減量・リサイクル目標及び処理計画に基づき、製品品質の改善を議論する際に産業廃棄物の適正処理の視点からも現場の作業員も含めてグループで徹底的に議論し、実施するような仕組みをつくる必要があります。

（５）各種記録等の作成・保存・報告

① 帳簿の記載・保存（法第12条第13項、法第12条の2第14項）

次に掲げる事業者は、46ページに示す事項を記載した帳簿を事業場ごとに備え、毎月末までに前月分の記載を終了し、1年ごとに閉鎖して、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

ア. 産業廃棄物処理施設（P38の表中の施設）を設置する事業者

イ. ア以外の産業廃棄物の焼却施設を設置する事業者

ウ. 産業廃棄物を生ずる事業場外において自ら産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者

エ. 特別管理産業廃棄物の排出事業者

なお、電子Manifestoを利用した場合も帳簿の備え付け、記載及び保存義務については従来どおり法の適用があります。

② 管理票交付者の報告書作成義務（法第12条の3第7項）

産業廃棄物管理票（Manifesto）の交付を行った事業者については、その交付等の状況について報告が必要となります。なお、電子Manifestoを使用している場合は、報告の必要はありません。

対象者：事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）で、産業廃棄物管理票を交付した者

報告単位：産業廃棄物を排出する事業場ごと

報告内容：前年度の4月1日から3月31日までの1年間の交付状況

提出期間：当該年度の6月30日までに八戸市（八戸市内の事業場に関するもの）へ報告

（６）適正処理に係る評価・改善

① 事業所内に設置した自己評価チームによって、設定した管理目標が達成されたのかどうか、廃棄物処理計画どおり処理が実行されたのかどうか評価します。

② 目標が達成されていない場合は、その原因を究明の上、自己評価チームにより産業廃棄物処理の実施部門に対して改善の指示をし、改善措置をとることを求めます。

③ 到達目標の一部修正やソフト面での適正管理への対応など小規模・短期的な対策について修正すべき点や改善すべき点などは毎年見直します。また、新たに大きな設備投資が必要になったり、システムそのものの見直しなど大規模・中長期的な対策等も含めた全面的な見直しは、処理計画の目標設定年次に見直します。

ア 自己評価書の項目（例）

- 目的 ●体制 ●日程
- 産業廃棄物に係る評価結果
- その他環境項目に対する評価結果

イ 改善指示書の項目（例）

- 短期的な改善点及びその理由
- 中期的な改善点及びその理由
- 長期的な改善点及びその理由

事業者の帳簿記載事項について

○許可対象産業廃棄物処理施設又は許可対象外焼却施設設置者

1. 産業廃棄物の種類ごとに次の事項（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。

- | |
|---------------------------------------|
| 1 処分年月日 |
| 2 処分方法ごとの処分量 |
| 3 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |

2. 帳簿は事業所ごとに備え、毎月末までに、前月分について、記載を終了していること。

3. 帳簿の保存

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
(2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業所ごとに保存すること。

○産業廃棄物を生ずる事業場の外において当該産業廃棄物の処分を行う事業者

1. 産業廃棄物の種類ごとに次の区分に応じて記載すること。

運 搬	1 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	2 運搬年月日
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処 分	1 産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2 処分年月日
	3 処分方法ごとの処分量
	4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合、各区分に応じそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。	

2. 帳簿は事業所ごとに備え、毎月末までに、前月分について、記載を終了していること。

3. 帳簿の保存

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
(2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業所ごとに保存すること。

○特別管理産業廃棄物排出事業者

1. 特別管理産業廃棄物の種類ごとに次の区分に応じて記載すること。

運 搬	1 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	2 運搬年月日
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処 分	1 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2 処分年月日
	3 処分方法ごとの処分量
	4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

2. 帳簿は事業所ごとに備え、毎月末までに、前月分について、記載を終了していること。

3. 帳簿の保存

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
(2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業所ごとに保存すること。

○電子マニフェストを活用した帳簿作成方法

電子マニフェストを利用した場合も産業廃棄物に係る帳簿の備え付け、記載及び保存義務については、従来どおり法の規定の適用があります。ただし、産業廃棄物に係る帳簿の備え付け、記載及び保存方法については、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はデータのダウンロードにより、帳簿に代えることも可能です。

1 受渡確認票を活用する方法

- JWNETのログイン画面から受渡確認票を印刷して、時系列的に帳簿へ貼付あるいはファイリング
- ・受渡確認票の記載内容が、法令に定める帳簿記載事項を網羅していることが前提。
 - ・不足する事項は、追加入力又は受渡確認票への追記が必要。

2 電子マニフェストのダウンロードを活用する方法

- JWNETのログイン画面から法令で定める帳簿記載事項をダウンロード（CSVデータ）して加工・保存
- ・保存パターンの設定機能を活用すると、簡単に作成可能
 - ・不足する事項は、追加入力が必要

※電子マニフェストを利用するには、公益財団法人日本産業廃棄物処理事業振興センター（JWセンター）が運営する電子マニフェストシステムに加入する必要があります。

JWセンターホームページ <https://www.jwnet.or.jp>

11 行政処分と罰則

産業廃棄物を不適正に処理している場合は、改善命令や措置命令などの行政処分を受けることがあります。また、法律により罰せられることがあります。

なお、法人の代表者又は法人（個人経営にあっては事業主）の代理人、使用人その他の従業員が、その法人（個人経営にあっては事業主）の業務に関し違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人（個人経営にあっては事業主）も罰せられます。（両罰規定）

違 反 の 内 容	罰 則
法第25条 (1) 無許可営業 (2) 不正手段による営業許可取得 (3) 無許可事業範囲変更 (4) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (5) 事業停止命令違反・措置命令違反 (6) 委託基準違反 (7) 名義貸しの禁止違反 (8) 施設無許可設置 (9) 不正手段による施設設置許可取得 (10) 施設無許可変更 (11) 不正手段による施設変更許可取得 (12) 無確認輸出（未遂を含む） (13) 受託禁止違反 (14) 不法投棄（未遂を含む） (15) 不法焼却（未遂を含む） (16) 指定有害廃棄物の処理禁止違反	5年以下の拘禁刑 1,000万円以下の罰金 又はこの併科
法第26条 (1) 委託基準違反、再委託禁止違反 (2) 施設改善命令・使用停止命令違反・改善命令違反 (3) 施設無許可譲受け・無許可借受け (4) 無許可輸入 (5) 輸入許可条件違反 (6) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬	3年以下の拘禁刑 300万円以下の罰金 又はこの併科
法第27条 無確認輸出予備	2年以下の拘禁刑 200万円以下の罰金又はこの併科
法第27条の2 (1) 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (2) 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（※収集運搬） (3) 管理票回付義務違反 (4) 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（※処分） (5) 管理票・同写し保存義務違反 (6) 虚偽管理票交付 (7) 管理票不交付受託 (8) 虚偽管理票写し送付・虚偽報告 (9) 電子管理票虚偽登録 (10) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告 (11) 管理票に係る勧告の措置命令違反	1年以下の拘禁刑 100万円以下の罰金
法第28条 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	1年以下の拘禁刑 50万円以下の罰金
法第29条 (1) 欠格要件該当届出・事業場外保管届出義務違反・虚偽届出 (2) 施設使用前検査受検義務違反 (3) 処理困難通知義務違反・虚偽通知 (4) 処理困難通知保存義務違反 (5) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (6) 事故時応急措置命令違反	6月以下の拘禁刑 50万円以下の罰金
法第30条 (1) 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 (2) 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出等義務違反・虚偽届出 (3) 施設定期検査受検拒否・妨害・忌避 (4) 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 (5) 処理責任者等設置義務違反 (6) 有害使用済機器保管等届出義務違反・虚偽届出 (7) 報告拒否・虚偽報告 (8) 立入検査拒否・妨害・忌避 (9) 技術管理者設置義務違反	30万円以下の罰金
法第32条（両罰規定） (1) 無許可営業、不正手段による営業許可取得、無許可事業範囲変更、不正手段による事業範囲変更許可取得、無確認輸出（未遂を含む）、不法投棄（未遂を含む）、不法焼却（未遂を含む） (2) 第25条から第30条までの違反行為（(1)を除く。）	(1) 3億円以下の罰金刑（法人） 各本条の罰金刑（個人） (2) 各本条の罰金刑
法第33条 (1) 事業場外応急保管届出・土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (2) 多量排出事業者処理計画提出義務違反・虚偽記載 (3) 多量排出事業者処理計画実施状況報告義務違反・虚偽報告	20万円以下の過料
法第34条 登録廃棄物再生事業者に係る名称独占規定違反	10万円以下の過料